

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく大阪府化学物質適正管理指針 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第6 (略)</p> <p>第7 <u>大規模災害が発生した場合の環境リスクの低減に関する事項</u></p> <p>1 <u>大規模災害の想定及び環境リスクの把握等</u> <u>管理化学物質取扱事業者は、南海トラフ巨大地震及びこれに伴う津波、火災、爆発その他の大規模災害が発生した場合の管理化学物質の漏えい、流出等による環境リスクの低減を図るため、次に掲げる事項を把握すること。</u></p> <p>(1) <u>大規模災害に関する規模等の想定</u> <u>国及び大阪府が公表する資料から、南海トラフ巨大地震等の大規模災害において想定される地震の震度及び津波の高さを把握するとともに、液状化の想定等の情報を収集し、及び整理すること。なお、定期的にこれらの情報について更新するよう努めること。</u></p> <p>(2) <u>環境リスク及び対策優先度の把握</u> <u>第4の2(1)及び(1)により収集し、及び整理した情報に基づき、対策を講ずる施設等の優先度を適切に設定するため、次の手順により、管理化学物質が漏えいした場合における周辺住民の健康被害及び上水道の取水の制限を生ずる環境リスク等を把握すること。ただし、法令等で定められた耐震基準に適合している等、既に必要な対策が講じられている施設の場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>管理化学物質の漏えいの可能性が高い施設の特定</u> <u>管理化学物質等を取り扱う施設において、配管及びフランジ等損傷を受けやすい設備並びに管理化学物質の漏えいが生じやすいメッキ槽及び洗浄槽等開放式の設備を抽出し、大規模災害が発生した際に管理化学物質の漏えいの可能性が高い施設を特定する。</u></p> <p>イ <u>環境リスクの把握の手順</u> <u>アで特定した施設について、次の手順で、環境リスクの内容及び程度を把握する。</u></p> <p>(7) <u>施設が想定される震度に対して十分な耐震性を有しているか、又は想定される津波による浸水の水深が施設に影響を及ぼす深さ未満かどうかを確認する。</u></p> <p>(4) (7)において、十分な耐震性を有していないか、又は浸水の水深が施設に影響を及ぼす深さ以上である場合、施設で取り扱われる管理化学物質が漏えい時に大気中に流出するか、又は事業所が上水源地域にあり、管理化学物質が漏えい時に上水道の取水口に到達するおそれがあるかどうかを確認する。なお、この確認においては、管理化学物質の温度、圧力等の使用環境を考慮するとともに、</p>	<p>第6 (略)</p>

当該施設等で取り扱う他の化学物質との反応を考慮すること。

(ウ) (イ)において、管理化学物質が漏えい時に大気中に流出するか、又は上水道の取水口に到達するおそれがある場合、配管に緊急遮断弁を設置している等の適切な流出防止対策が講じられているかを確認する。

(エ) (ウ)で適切な流出防止対策が講じられていない場合、化学物質の拡散計算を実施する等により、管理化学物質が流出した際の環境リスクの内容及び程度を把握する。

ウ 対策の優先度の決定

イで実施した環境リスクの把握の結果を踏まえ、管理化学物質の流出防止対策等を講ずる施設の優先度を決定する。

2 環境リスクの低減のための具体的方策

管理化学物質取扱事業者は、大規模災害に伴う管理化学物質の漏えい、流出等の緊急事態による環境リスクを低減するため、次に掲げる対策その他必要と考える対策を優先度に応じて計画的に実施すること。

(1) 緊急事態発生の未然防止

緊急事態発生の未然防止のため、事業所全体における対策及び個々の施設における対策を実施し、施設の損傷や機能の喪失による管理化学物質の流出が生じないようにすること。

ア 事業所全体における対策の実施

管理化学物質取扱事業者は、事業所に係る次に掲げる事項について、事業所全体での対策を実施すること。

(7) 施設の耐震性能の確保等

管理化学物質等を取り扱う建屋及び施設について耐震診断等により耐震性能の確認を行い、必要に応じて改修又は固定金具の使用、設備の床及び天井との固定による補強等を実施すること。

(4) 津波への対策

津波の到来が想定されている地域にあつては、管理化学物質の流出の防止のため、容器等の固定化又は自家発電施設及び災害対策本部等の津波が到達しない場所への設置その他必要な対策を講じること。

(7) 地盤の液状化等への対策

液状化が想定される地域にあつては、必要に応じて地下配管を架空配管にする等、液状化又は地盤沈下が生じた際に施設の損傷を防止することができる対策を講ずること。

(イ) 電力等の喪失への対策

a 管理化学物質等を取り扱う設備は、停電時には安全に作動する構造とすること。

b 直ちに停止することができない施設にあつては、大規模災害が発生し電力

が喪失した場合においても施設を安全に停止させる等の手順を確認し、必要に応じて非常用バッテリーや自家発電設備を導入すること。

c 工業用水、自家発電施設用の燃料等の供給が停止することも想定し、その対策等を平常時より検討しておくこと。

(d) 訓練の実施

第6の1(8)により定める訓練の実施にあつては、電力、通信手段等の喪失、管理化学物質の漏えい、地震発生後の津波の到来等、大規模災害時に生じ得る事態への対応を盛り込むこと。

(e) 事業所からの流出防止対策

液状の管理化学物質等については敷地外への流出を防止するために、当該管理化学物質等の漏えいが生じた場合に、事業場内の勾配等から生じ得る流出経路を検討し、必要に応じて土のう、吸着マット等の資材を確保し、又は緊急貯留池等の設備を設置すること。また、漏えいした管理化学物質が排水に混入した場合に排水の性状を確認するためのパックテストその他必要な分析資材及び装置を確保すること。

イ 主たる施設に応じた対策の実施

管理化学物質取扱事業者は、次に掲げる事項について、事業所における管理化学物質の取扱施設での災害対策を実施すること。

(ア) 貯蔵施設（配管を含む。）

a 固定されたタンクに管理化学物質等を貯蔵する場合は、可とう性配管の使用、配管への緊急遮断弁の設置、配管中の化学物質を移送する緊急移送設備の設置及び設備の破損に備えた防液堤や予備タンク等の一時貯留設備の設置等の対策を実施すること。

b ボンベ、ドラム缶等を用いて管理化学物質等を貯蔵する場合は、容器の架台との固定、チェーン又は角リング等の設置その他の固定化に必要な措置を講ずること。また固定化されていないドラム缶等は、多段積みでの保管は行わないこと。

(イ) 製造施設（化学品以外の製品の製造に供する施設を含む。）

a 化学品の反応施設等については、異常な反応に至らないようにするためプラントを安全に停止させるシステムや装置を備えるとともに、プラントの安全停止に必要な非常用電源等予備の用役を確保すること。

b 気体状の管理化学物質を取り扱う施設は、製造工程内の配管について緊急遮断弁又は逆止弁等の設置その他の必要な措置を講ずること。

c 液体状の管理化学物質を取り扱う施設は、流出防止蓋の使用、製造工程内の配管への緊急遮断弁の設置、製造工程内で漏えいした管理化学物質の受け皿又は流出防止ピットの設置その他必要な措置を講ずること。

(ウ) 排水路及び廃棄物保管施設

a 環境リスクの把握の結果、他の取扱化学物質との混合により有毒ガス等を発生するおそれがあると考えられる管理化学物質を使用する場合、地震の震動等によりあふれ出た当該管理化学物質を含む排水が他の排水路に流入することがないよう、必要な措置を講じること。

b ドラム缶等で管理化学物質を含む廃棄物を保管する場合、多段積みでの保管は行わないこと。

(2) 発生した緊急事態への対処

管理化学物質取扱事業者は、第6の2(1)で定める緊急事態対応マニュアルの策定に当たっては、次に掲げる事項を確認し記載すること。また、既に策定を行ったマニュアルについては、必要に応じその事項の見直しを行うこと。

ア 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制

電力、通信設備等が喪失した場合の事業所内での連絡手段の確保、無線機等の導入による通信手段の多重化等を行うこと。また、指揮命令権者等が不在の場合に備え、代行順位等を定めておくこと。

イ 関係機関及び関係住民等への通報体制

電話回線が損傷を受けた場合の事業所外への連絡手段を確保すること。

ウ 避難誘導體制

避難経路の設定に当たっては、管理化学物質の漏えいの可能性が高い箇所や液状化しやすい箇所等を確認し、管理化学物質の漏えい又は液状化により避難経路を使用することができなくなる事態を想定し、複数の避難経路を設定しておくこと。

エ 緊急事態の規模に応じた事業所内の対応体制

大規模災害が発生した際に災害対策本部等を設置する地震の震度及び津波の高さ等の基準を定めておくこと。また、責任者及び構成員が不在の場合に備え、代行順位、交代要員等を定めておくこと。

オ 応急措置の実施手順及び実施内容

(7) 大規模災害が発生した際に施設を安全に停止するため、プラントの運転を停止する地震の震度及び津波の高さ等の基準、プラント停止の手順等を定めておくこと。また、地震等により施設に被害が生じていないかを確認し必要に応じて応急措置を実施するための施設点検等の手順及び体制を定めておくこと。なお、施設点検等の実施時においては、不測の事態に対応することができるよう、複数名での対応が可能な体制にしておくこと。

(4) 津波については、地震発生から津波到達までの時間が限られていることを考慮の上、応急措置の手順について定めておくこと。

また、管理化学物質等を貯蔵した容器が流出した場合の容器の回収方法等について定めておくこと。

カ 飛散及び流出防止資機材、防災用資機材等の保管場所及び保管量等に関する事

項

(7) 飛散及び流出防止資機材は、管理化学物質の漏えい可能性が高い箇所等で速やかに使用することができるようにし、必要な量を確保すること。

(4) 津波の到来が想定されている地域にあつては、救護用品等の防災用資機材が津波による被害を受けないよう保管すること。

キ 周辺環境影響の把握方法及び必要に応じて実施する浄化対策の概要

管理化学物質が事業所外に流出し、周辺の環境中に残留すると考えられる場合、流出後のできる限り早い段階で河川の底質、土壌、地下水等の試料を採取し、分析すること等により汚染の状況を把握し、周辺住民の健康被害のおそれがある場合等には必要な浄化対策を実施すること。

第8 (略)

第9 (略)

1 (略)

(1) (略)

(2) (略)

アーキ (略)

ク 第8(2)に定める府民の理解の増進を図るための情報提供の方法

(3) (略)

アーウ (略)

エ 大規模災害に備えた環境リスクの低減対策の方針

(7) 第7の1(1)に定める震度や津波等の把握の結果

(4) 第7の2(2)に定める環境リスクの低減のための方策の方針

オ (略)

2 (略)

第10 (略)

第7 (略)

第8 (略)

1 (略)

(1) (略)

(2) (略)

アーキ (略)

ク 第7(2)に定める府民の理解の増進を図るための情報提供の方法

(3) (略)

アーウ (略)

エ (略)

2 (略)

第9 (略)